



## 令和7年資金決済法改正に係る 政省令等（案）及び同告示（案）に対する パブリックコメントの実施について

弁護士 [金木伸行](#)

弁護士 [久下雅也](#)

### 1. はじめに

令和7年6月、資金決済に関する法律の一部を改正する法律案が国会で成立し（以下「改正資金決済法」）、これを受けて政令・内閣府令等の改正案の取りまとめが金融庁において進められていましたが、同年12月16日に、「令和7年資金決済法改正に係る政令（案）等に対するパブリックコメントの実施について」<sup>1</sup>、令和8年1月26日に、「令和7年資金決済法改正に係る告示（案）等に対するパブリックコメントの実施について」<sup>2</sup>が公表されました。以下では、上記にて公表された政省令等の案（以下「本政省令案」）及び告示・監督指針等の案（以下「本告示・監督指針等案」）の概要について解説します。

### 2. 特定信託受益権の裏付資産の管理・運用の柔軟化

#### (1) 電子決済手段について

ア 現在、電子決済手段（資金決済法第2条第5項）関連の規制の見直しが継続的に進められております。電子決済手段については、資金決済法第2条第5項で4つの類型が規定されているところ、実務上、同項第1号に基づく、いわゆる第1号電子決済手段と、同項第3号に基づくいわゆる第3号電子決済手段（以下「特定信託受益権」）の発行が検討されています。

イ 第1号電子決済手段については、令和7年10月27日にJPYC社により日本初となる日本円建てステーブルコインである「JPYC」が発行されています。ただし、JPYCは第二種資金移動業（資金決済法第36条の2第2項）のライセンスに基づき発行されているところ、第二種資金移動業に基づく送金上限額が1取引当たり100万円とされているため、企業間決済

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251216/20251216.html>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260126/20260126.html>

での利用には課題があります。なお、銀行との関係では、金融庁が令和5年5月16日に発表した、「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について<sup>3</sup>」（令和5年9月15日付の更新を含む）において、「銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、在日拠点が日本国内の利用者に対して電子決済手段の発行及び償還の媒介を行うことは慎重な検討が必要」であるとの見解が示されており、現時点では、銀行が第1号電子決済手段の発行をすることは事実上できません<sup>4</sup>。

ウ 他方、特定信託受益権については送金上限額がないため、企業間での国内外の送金に適しているものの、現行規定においては、裏付資産の全額を預貯金で管理することが必要であることから（資金決済法第2条第9項）、収益化の観点で課題が大きく、特定信託受益権の裏付資産の運用方法の拡大に向けた議論が進められていました。

## (2) 特定信託受益権の裏付資産の管理の緩和

本政省令案では、特定信託受益権の裏付資産の管理が緩和され、発行額の50%を上限に、①満期・残存期間3カ月以内の内外国債証券（円建ての場合は日本国債、外国通貨建ての場合はその外国通貨建ての外国債券）<sup>5</sup>や、②中途解約が認められる定期預金による管理・運用を可能とすることが予定されています。なお、本告示・監督指針等案においては、外国債券を裏付資産とする場合には、債務者信用力格付がいずれの適格格付機関においても1-2以下でないこと、当該外国の発行する債券の総額が100兆円に相当する額以上の額であること、とする案が示されています。

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html>

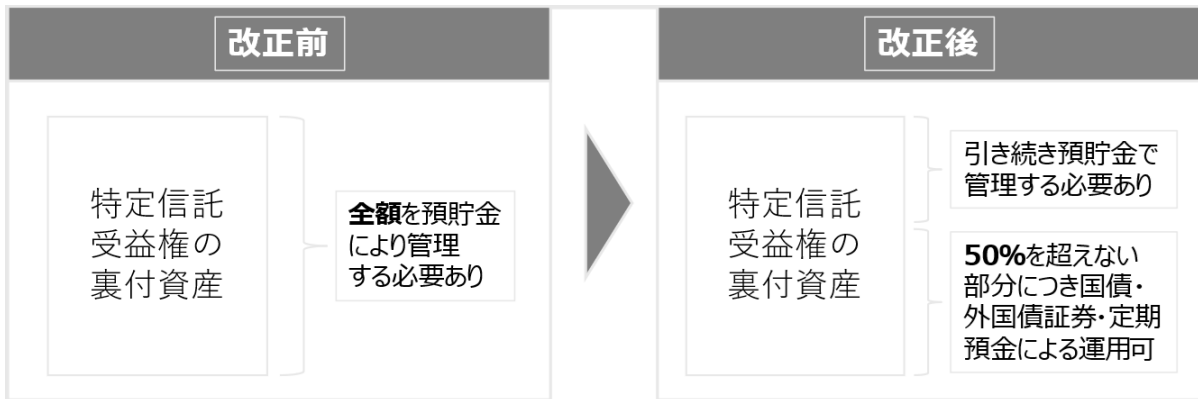
<sup>4</sup> 以上の点につき、弊所ニュースレター（2026年2月号）2頁以下参照。

<sup>5</sup> この点については、米国のGENIUS Actや香港のStablecoins Ordinanceも同様の規定を設けているとされています。米国のGENIUS Act 香港の及びStablecoins Ordinanceについては、以下をご参照ください。

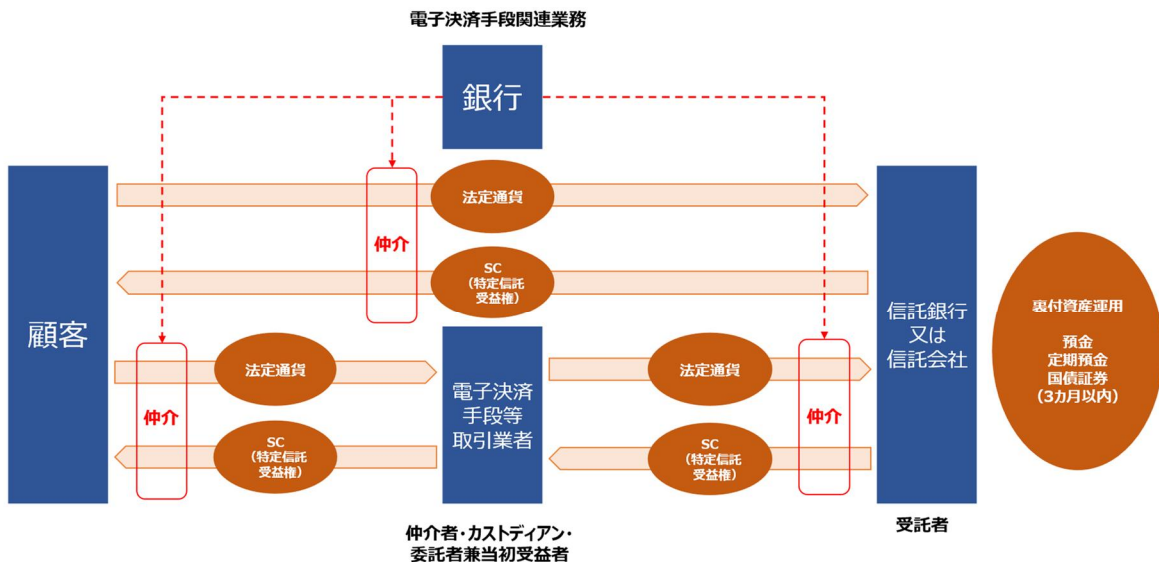
金融庁「特集 暗号資産・デジタルアセットの近未来 香港・米国・日本のステーブルコイン規制-制度アーキテクチャの俯瞰-」

[https://www.fsa.go.jp/frtc/kikou/2025/20260201\\_syouken.pdf](https://www.fsa.go.jp/frtc/kikou/2025/20260201_syouken.pdf)

【図 1】 裏付資産の柔軟化



【図 2】 特定信託受益権における裏付資産の運用イメージ



### 3. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する対応

#### (1) 現行法下で事業者が電子決済手段等に関する取引の媒介行為を行う上での課題

- ア 現行法下では、事業者が、暗号資産交換業者又は電子決済手段取引業者と利用者との間の暗号資産又は電子決済手段の売買や交換（以下「売買等」）に関する契約締結の媒介行為を行う場合、暗号資産又は電子決済手段の売買等の「媒介」<sup>6</sup>（資金決済法第2条第10項第2号、

<sup>6</sup> 一般に、「媒介」とは、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為であるとされています（金融審議会「[決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ](#)」報告（2019年12月20日））。なお、本告示・監督指針等案においては、電子決済手段等取引業者関係に関する事務ガイドラインを改正し、事業者が、自らのサービスの顧客を電子決済手段等取引業者に送客する場合において、①提供される電子

同条第 15 項第 2 号) に該当するとして、暗号資産交換業又は電子決済手段取引業の登録が必要となります。

イ しかしながら、事業者の行為が媒介に留まる場合、当該事業者は暗号資産又は電子決済手段の売買等の当事者となるものではなく、利用者の財産の預託も受けません。それにもかかわらず、利用者財産の保全等の観点から設けられている規制が課されるのは、事業者に対して過度の負担を求めるものであるとの指摘がありました。

## (2) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設を受けた改正内容について

ア 改正資金決済法では、新たに「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」が創設され（改正資金決済法 3 章の 4、第 2 条第 18 項等）、かかる登録を受けた者は、暗号資産交換業者及び電子決済手段取引業者の登録を受けることなく、この「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を営むことができます（改正資金決済法第 62 条の 22 の 2 等）。

イ これを受けて、銀行本体の業務範囲においても、電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段関連業務（資金決済法第 2 条第 11 項）のうち、電子決済手段の管理（同法第 2 条第 10 項）に係る業務を除く業務の媒介が追加されました（改正銀行法施行規則第 13 条第 4 号の 3）。また、銀行の金融関連業務を専ら営む子会社の業務範囲に、新設される電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（改正資金決済法第 2 条第 18 項）が追加されています（同規則第 17 条の 3 第 2 項第 1 号の 6）。

ウ さらに、本告示・監督指針等案では、主要行等向けの総合的な監督指針案 V-3-3（注 6）に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行う場合の留意事項が追加されています。具体的には、新設される「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 18. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係）」<sup>7</sup>に規定される義務を遵守することを前提とする留意事項が追加されたものです。

## 4. 新たな資産保全方法の創設

### (1) 現行法における利用者資金の返還についての課題

資金移動業者には、その破綻時の利用者資金の返還を確保するため、以下の①～③の方法で履行保証金を確保することが義務付けられています。しかし、いずれの方法による場合でも、破綻時の利用者への資金の返還に当たっては、供託を経由するため、最低 170 日を要することになっていました。

---

決済手段の取引の相手方が電子決済手段等取引業者であること、及び②当該取引等に係る説明等が当該電子決済手段等取引業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合に、③当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、電子決済手段の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている評価されない限りにおいて、電子決済手段の売買等の媒介に至らない行為といえるものと明示することが検討されています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260126/08.pdf>

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260126/09.pdf>

- ①供託
- ②銀行等による履行保証金保全契約
- ③履行保証金信託契約

## (2) 迅速な資金返還を実現するための改正内容について

ア 改正資金決済法では、迅速な資金返還を実現するために、上記①～③の手續に加え、新たに、以下の方法及び契約が認められることとなります。以下の方法及び契約は、いずれも供託金還付手續を通じた資金の返還ではなく、銀行等の保証機関や信託会社等が利用者に対して資金を直接返還することを原則としているため、上記①～③よりも、より早期に利用者への資金返還が可能となることを見込まれます。

### ④銀行等の保証機関による直接返還

#### (a) 履行保証人債務引受契約（改正資金決済法第 45 条の 3）

- ・ 履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手續開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の額を引き受ける旨の契約をいいます。

#### (b) 履行保証人保証契約（改正資金決済法第 45 条の 4）

- ・ 履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手續開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該利用者に対して負担する当該種別の資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部を保証する旨の契約をいいます。

### ⑤信託会社等による直接返還

#### (c) 履行保証金弁済信託契約（改正資金決済法第 45 条の 5）

- ・ 信託会社等が、当該資金移動業者について破産手續開始の申立て等があったときに信託財産を当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の弁済に充てることを信託の目的として、当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいいます。

## 5. まとめ

以上のとおり、改正資金決済法の成立を受けて、今後本政令案及び本告示・監督指針等案に基づく制度整備が順次進む見込みです。

また、2026年2月27日には、FinTech 実証実験ハブとして暗号資産等を対象としたマネ

ー・ローンダリング対策に関する実証実験の支援が決定したことが公表されました<sup>8</sup>。

このように、本年は暗号資産や電子決済手段等に関する制度整備が進められるとともに、今後も実証実験の開始や実証実験の結果の公表等が行われ、デジタルアセットに関してより実装のフェーズへの移行が加速していくものと見込まれるため、法改正、パブリックコメントや実証実験の結果公表等に注視し、継続的に知見・情報のアップデートしていく必要があるものと思われます。

---

<sup>8</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260227-2/20260227-2.html>

【執筆者】



金木 伸行（弁護士）

E-mail: [nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com](mailto:nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com)

都市銀行法務部や海外法律事務所勤務などの経験を踏まえ、国内外の銀行・証券会社・保険会社・リース会社等の金融機関、また近時は FinTech やブロックチェーン開発事業者等に対し、金融規制全般やマネロン・暴排対応、不祥事件対応、コンプライアンス態勢整備等に関する助言を行う等、金融分野における幅広いリーガルサービスを提供する。



久下 雅也（弁護士）

E-mail: [masaya.kuge@iwatagodo.com](mailto:masaya.kuge@iwatagodo.com)

京都大学法学部卒業、2019年弁護士登録。2025年 Columbia Law School (LL.M.) 修了。金融機関や Fintech 事業者に対して規制対応についてのアドバイスを提供するほか、事業再生、ファイナンス、M&A、訴訟・紛争解決、ジェネラルコーポレート等、幅広い法分野を取り扱う。

## 岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。